

パーム油のサプライチェーンと人権



公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本

パーム油に潜むスキャンダル



パーム油に潜むスキャンダル

世界的ブランドの裏に労働搾取

アムネスティ・インターナショナル報告書要旨〈翻訳〉

- インドネシアのアブラヤシ農園で働く労働者の過酷な労働環境とそのサプライチェーンを調査。16年11月発表。日本語版は要約のみ。
- パーム油生産で世界最大手のウィルマー・インターナショナルが経営、または同社のパーム油精製所と取り引きをしているアブラヤシ農園5社を調査。そのうちの3社は、「持続可能なパーム油の円卓会議(RSPO)」認証を受けていた。
- 農園では、8歳の子どもを含む児童労働、除草剤による深刻な中毒症状の発症、最低賃金以下での長時間労働、過度なノルマ設定といった問題が起きている。
- こうしたパーム油が、ユニリーバ、P&G、ネスレ、ケロッグ、コルゲートなど9社の食品・日用品メーカーの製品に使われている可能性を指摘。うち、8社はRSPO認証を取得。

パーム油に潜む労働搾取の調査

- パーム油とラウリン油（パーム核油）の生産・販売最 大手で、世界の取引の43%を占めるウィルマー・インターナショナル社にパーム油を供給している、インドネシアのアブラヤシ農園での労働搾取について調査。
- このパーム油が、ウィルマー社を経て、最終製品メーカー9社に渡るまでのサプライチェーンも調査した。
- ウィルマー社および同社サプライヤーによるノルマ制や出来高制の賃金体系、複雑な罰金・罰則制、低賃金がもたらしめている、アブラヤシ農園での強制労働、児童労働、雇用における性差別、労働者の健康被害といった深刻な人権侵害の実態を明らかにした。

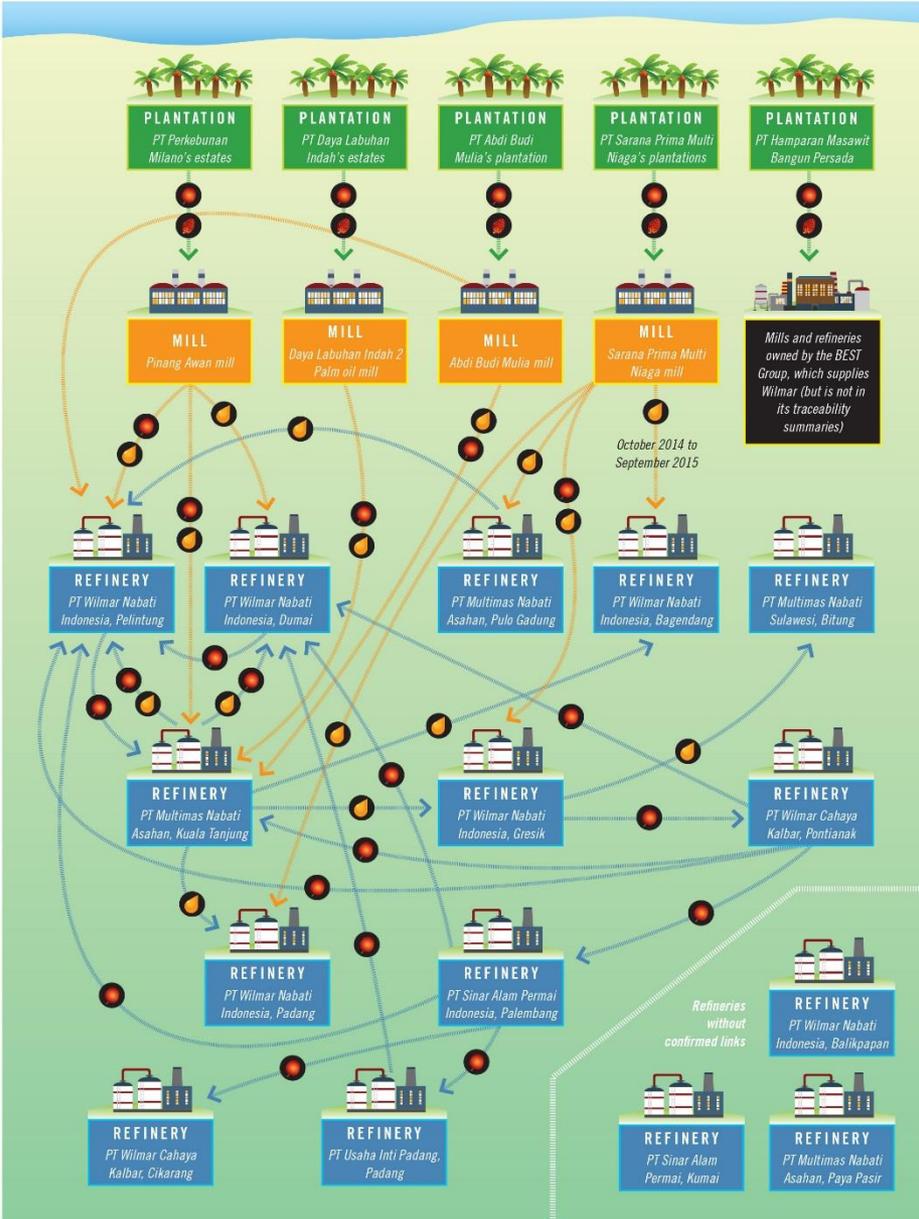
調査方法と調査対象

- インドネシアでの現地調査と机上調査を実施。
- 調査員による、ウィルマー社の子会社2社と、同社の精製所に油を供給している3社所有の農園で働く労働者（管理職含む）120人への聞き取り調査を実施。
- さらに、輸出に関するデータとウィルマー社の公開情報をもとに、インドネシアの農園から精製所、9社の世界的な食品・日用品メーカーまで、パーム油の生産・流通過程を追跡した。

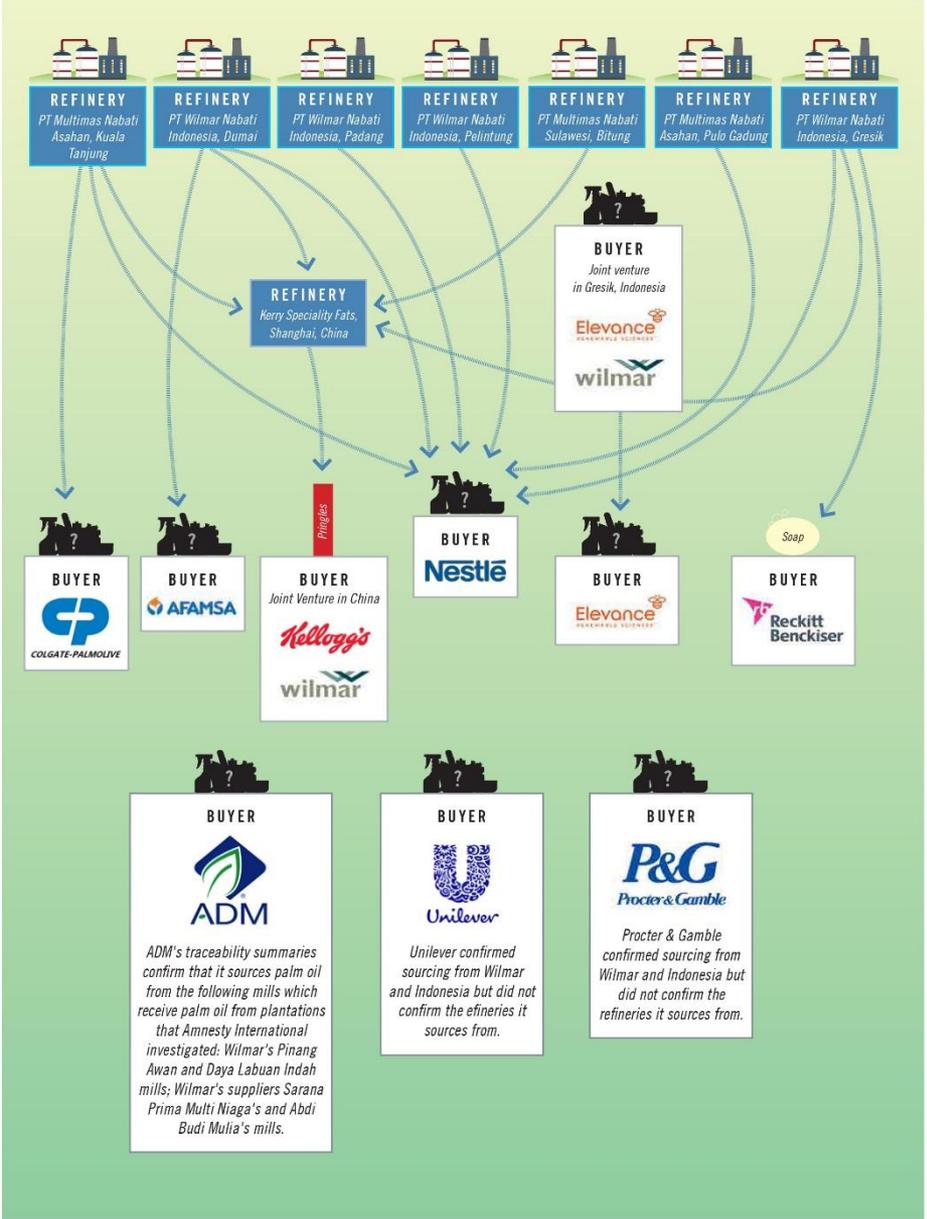
THE MOVEMENT FROM PLANTATIONS TO WILMAR'S REFINERIES IN INDONESIA



KEY: Fresh Fruit Bunches Lauric Palm Oil
 Mill to refinery Refinery to refinery



MOVEMENT OUTSIDE INDONESIA TO THE BUYERS



ウィルマー社のパーム油を 調達する企業

- 輸出に関するデータとウィルマー社の公開情報をもとに、インドネシアの農園から精製所、9社の世界的な食品・日用品メーカーまで、パーム油の生産・流通過程を追跡した。
- ADM 社は、今回の調査で深刻な労働搾取が明らかになった農園のアブラヤシを使っている搾油所からパーム油を仕入れている。AFAMSA 社、コルゲート・パーモリーブ社、エレバンス社、ケログ社、ネスレ社、レキットベンキーザー社、ユニリーバ社、P&G 社は、労働搾取が明らかになった農園で搾油されたパーム油を仕入れている精製所、または、他の農園のものと混合されたパーム油を使う精製所から調達している。
- ユニリーバ社とP&G 社は、ウィルマー社のインドネシアの精製所からパーム油を仕入れていることを認めている。
- 9 社のうち8 社はRSPO の会員であり、各社のウェブサイトや製品ラベルには「持続可能なパーム油」の表示がある。9 社とも労働搾取の事実を否定しなかったが、具体的な対応例を示した企業は1社もない。

アブラヤシ農園での労働搾取①

●ノルマ制

労働者は、ノルマ未達の場合に賃金が減額されることがあり、規定の労働時間を超えて働いていても、最低賃金を下回る場合がある。時間外労働の手当はほとんど支払われない。

●強制労働

ノルマを達成しない、課された業務をしない、熟していない実を採るなどで罰則があり、給料や賞与が減額される。1日仕事に入れなかったり、解雇されたりすることもある。給料減額や解雇などを盾に労働が強要されている。

アブラヤシ農園での労働搾取②

●低賃金・不払い

ノルマ未達の場合、日給または月給の最低賃金を下回る収入しか得られない。農薬を散布する労働者は、ある一定の時間に雨が降ると、それまでの作業量にかかわらず、まったく賃金をもらえないか、半日分しか支払われていない。

●児童労働

ノルマを達成するため、ノルマを超えらるともらえる特別手当のため、厳しい罰則から逃れるため、労働者の配偶者や子どもが作業を手伝っている。

子どもたちの多くは、学校が終わる午後と週末、祝日に農園で親の手伝いをしている。学校をやめて、一日中働いている子もいる。

アブラヤシ農園での労働搾取③

●農薬・肥料による健康被害

農園で使用されている、毒性の高い除草剤のパラコートジクロリドで、深刻な健康被害が起きている。流通している除草剤の中でも急性の強い毒がある薬品の一つで、体内摂取や吸入、皮膚への付着によって中毒症状が出るため、EU(欧州連合)では使用が禁止されている。

長靴、マスク、手袋、作業服もしくはエプロン、ゴーグルといった防護服・保護具は支給されていなかったり、使い古しても新しいものに交換してもらえなかったりする。

ウィルマー社の子会社やサプライヤーの大半で、農薬を扱う労働者の血液検査は行われているが、検査結果を知らされない。検査に異常があると健康に問題があると伝えられるが、他の作業に回されるだけで、血液検査の結果は知らされないままである。

問題点①

不十分なデューディリジェンス

- バイヤーである各社にパーム油の調達におけるデューディリジェンスの実施についての質問状を送り、情報提供を求めた。アムネスティが連絡をする前から、サプライチェーンで起きている人権侵害について認識していた企業は1社もなく、各社のデューディリジェンスの実施は不十分。
- 実際に起きている人権侵害を把握できていないだけでなく、1社として人権侵害のリスク要因となる出来高払いや罰則制などを把握していなかった。
- インドネシアのアブラヤシ農園における労働搾取の危険性は、NGOが以前より指摘しており、ウィルマー社も「労働搾取ゼロ(No Exploitation)」方針が2015年までに達成できなかったことを明らかにしている。バイヤーである企業は自社が購入しているパーム油が搾取的な労働環境で生産されていないかを調べる責任がある。

問題点②

サプライチェーンの透明性の欠如

- パーム油が含まれている製品のリストを企業に送付し、そのパーム油はウィルマー社がインドネシアで生産したものであるかを訊ねたところ、レキットベンキナー社は、ウィルマー社のパーム油由来原料が固形石鹼の製造過程で使われていると回答している。
- ケロッグ社は、ウィルマー社精製所から調達されたパーム油が、ウィルマー社との合弁会社が中国で製造販売しているプリングルスのポテトチップに含まれていると回答した。
- コルゲート・パーモリーブ社とネスレ社は、アムネスティの製品リストの中に、ウィルマー社がインドネシアで生産したパーム油が含まれているものはないと回答。しかし、どの製品に含まれているかは明らかにしなかったものの、両社は今回の調査対象の農園とつながるウィルマー社の精製所からパーム油を仕入れていることを認識していた。その他の企業からは、曖昧な回答があるか、無回答だった。
- 食品・日用品業界におけるサプライチェーンの透明性の欠如は消費者が十分な情報に基づく選択をする権利を尊重せず、企業が自社や自社製品に対する正当な監視から逃れようとしていることを示唆している。

提言と結論

ウィルマー社と取引企業に対して

- ウィルマー社、子会社、サプライヤーは、労働者の公正かつ良好な労働条件を享受する権利、健康への権利、社会保障を受ける権利を侵害している。
- ウィルマー社およびバイヤーとなる企業は、自社の事業とつながる人権への負の影響を特定し、未然に防止し、実際の影響を軽減し、こうした対応の説明責任を果たすための、十分なデューディリジェンスの仕組みを持っていない。
- ウィルマー社は、サプライヤーに対しても適切なデューディリジェンスを実施していない。調査対象となったバイヤー企業すべてが、ウィルマー社から調達しているインドネシア産のパーム油について、デューディリジェンスを実施できていない。
- こうしたすべての企業が、パーム油のサプライチェーンにおける労働搾取から利益を得ており、また、それに加担している。

提言と結論

インドネシア政府に対して

- インドネシアには労働者の権利に関する強固な法的枠組みが存在する。インドネシア政府は、強制労働、日雇い労働などの問題について、法律とその実施の重大なかい離に早急に対応する必要がある。
- 調査対象の企業のいくつかは、インドネシアの法律に抵触している可能性があり、刑法上の罪に問われることもありえる。しかし、インドネシア政府は、十分なモニタリングを行って労働法を実施できていない。
- インドネシア政府は、人権侵害を防止し、救済措置を取ることを怠っており、人権を保護する義務を政府が果たせていない。

提言と結論

製品メーカーと製品販売国に対して

- パーム油を使った消費財を生産する企業と、そうした商品が販売されている国の政府は、消費者が「認証パーム油」または「持続可能なパーム油」のラベルがついた商品を信頼して購入できるように努めなければならない。
- 現状では、消費者は、確実とはいえない自主的な枠組みに頼らざるを得ない。企業はもっと透明性を高め、政府はそれを企業に求めることによって消費者の関心に応えるべきである。

提言と結論

パーム油産業全体に対して

- パーム油農園で組織的に行われている深刻な労働者の人権侵害に対応するためには、ウィルマー社、サプライヤー、バイヤーによる広範な取り組みが必要である。
- パーム油業界におけるシェアが大きいウィルマー社は、生産についての基準を設ける、搾取から労働者を守る環境をつくるなど、影響力を発揮することができる。同様に、ほとんどが大手食品・日用品メーカーであるウィルマー社のバイヤーも、個別または業界などと共同で、ウィルマー社に対して自社およびサプライヤーの農園における状況改善を求める大きな力がある。
- 農園主から消費者の手に渡る最終製品を製造するメーカーまで、すべての関連企業が、業界が直面している課題解決のために必要な行動を起こしさえすれば、真に持続可能なパーム油産業を確立できる。

これまでの成果

- ウィルマー社は、報告書の指摘事項をすでに認識しており、アブラヤシ農園事業に関わる経営層が社内で協議を進めている。また、調査を行って、調査結果を公開するとしている。
- ウィルマー社からパーム油を購入しているユニリーバ社・P&G社は、ウィルマー社に働きかけを行っている。
- ウィルマー社は労働者の処遇の改善を7月中にすると約束。アムネスティの調査員が7月末に現地を訪問して、一部の改善を確認。